

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

社会福祉法人御代田町社会福祉協議会仕事子育て両立支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 計画内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率50%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和8年4月～ 全職場に「育児休業、介護休業等規程」について周知を図り、各職場における休業者の業務力バーアイド体制について検討する。
- 令和8年4月～ 育児休業等の対象となり得る職員に対して、ニーズ把握などの個別面談を実施する。
- 令和8年4月～ 育児休業等の取得を希望する職員に対して、育休復帰支援プラン又は育児に係る柔軟な働き方支援プランを作成する。

目標2：全職員1人当たりの時間外・休日労働時間の平均を、各月20時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 業務の見直し、DX化による事務の効率化などの取組みを実施する。
- 令和8年4月～ 業務改善委員会において問題の検討及び研修を実施する。

目標3：全職員1人当たりの有給休暇取得率の平均を、年間50%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を実施する。
- 令和8年4月～ 職場ごとに年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得等を図る。